



女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の作成支援のため 毎週ミニ説明会を開催します！！

★令和2年1月～3月限定★

女性活躍推進法が改正され、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出義務と情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から**101人以上の事業主に拡大されます。**

※次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とは別に策定する必要があります。

① 行動計画とは

自社の女性活躍に関する現状を法律で定められた計算式を基に分析し、目標を設定していただくものです。

② 行動計画策定のメリット

貴重な人材の
定着に繋がります！

学生や求職者へ
アピールができます！

会社全体で女性活躍推進の
機運を醸成できます！

国や金沢市の
入札加点対象となります！

両立支援等助成金（女性加速化コース）が
支給される可能性があります！

③ 開催概要

◎**会場** 石川労働局雇用環境・均等室相談室
金沢市西念3-4-1 駅西合同庁舎6階 雇用環境・均等室内

◎**日時** 令和2年1月～3月の毎週月曜日（1月27日を除く）
13：30～14：30

★申し込みは裏面へ

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画ミニ説明会

- ◎**内容** 女性活躍推進法の趣旨、行動計画の策定方法
(ご質問、ご相談にも対応いたします。)
- ◎**対象** 常時雇用する労働者が101人以上300人以下の
事業主、人事労務担当者 (定員：毎回4名程度)

施行日はまだ
先だから後回
しにしよう

どうやって作成
したらいいか分
からない

策定の必要性
が分からない

労働局が作成から届出までサポートします！
下記申込書で申し込みください。
法施行前の今であれば、手厚くサポートでき
ます！



申込・お問い合わせ先



石川労働局雇用環境・均等室

(金沢市西念3-4-1 駅西合同庁舎6階)

FAX 076-221-3087

TEL 076-265-4429

申込書

希望日	令和2年	月	日(月)
企業・団体名			
TEL	-	-	
担当者氏名			

後日日程調整のご連絡をさせていただきます。